

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人金沢大学非常勤職員就業規則(以下「就業規則」という。)第 32 条の規定に基づき、国立大学法人金沢大学に勤務する非常勤職員(以下「職員」という。)の育児休業等に関し必要な事項を定める。

(育児休業)

第 2 条 この規程において「育児休業」とは、職員が 1 歳 6 ヶ月に満たない実子又は養子を養育するためにする休業をいう。

(育児休業の適用除外者)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する職員は、育児休業をすることができない。

- (1) 引き続き雇用された期間が 1 年未満であること。
- (2) 子が 1 歳に達する日(誕生日の前日)を超えて引き続き雇用されることが見込まれないこと。
- (3) 子が 1 歳に達する日から 1 年を経過する日までに任期が満了し、引き続き雇用されることが明らかでないこと。

(育児休業の申出)

第 4 条 育児休業を取得しようとする職員は、育児休業を開始しようとする期間の初日(以下「育児休業開始予定日」という。)及び末日(以下「育児休業終了予定日」という。)を明らかにして、当該育児休業開始予定日の 1 か月前の日までに別に定める育児休業申出書により、学長に申し出なければならない。

2 申出の時点において当該育児休業に係る子が出生していない場合にあっては、当該子の出生後 2 週間以内に別に定める育児休業対象児出生届を提出しなければならない。

3 第 1 項の申出において、育児休業開始予定日とされた日が当該育児休業の申出があった日の翌日から起算して 1 月を経過する日より前の日である場合には、学長は当該育児休業開始予定日とされた日から当該 1 月を経過する日までのいずれかの日を育児休業開始予定日として指定する。ただし、当該育児休業の申出があった日までに次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合にあっては、当該育児休業の申出のあった日の翌日から起算して 1 週間を経過する日までに育児休業開始予定日を指定するものとする。

- (1) 出産予定日前に子が出生したこと。
- (2) 配偶者が死亡したこと。
- (3) 配偶者が負傷又は疾病により、1 週間を超える期間継続して、通院、加療、入院又は安静を必要とする状態となり、**育児休業の申出**に係る子を養育することが困難になったこと。
- (4) 配偶者が**育児休業の申出**に係る子と同居しなくなったこと。

4 学長は、第 1 項の申出があった場合には、次の各号に掲げる日までに育児休業を申し出た職員に別に定める**通知書**を交付する。

- (1) 育児休業の申出が育児休業開始予定日の 1 か月以上前になされた場合 育児休業開始予定日の 2 週間前
- (2) 第 3 項の規定により育児休業開始予定日を指定する場合 育児休業の申出のあった日の翌日から起算して 3 日を経過する日(その日が**育児休業の申出**に係る育児休業開始予定日より後の日となる場合にあっては、育児休業開始予定日)

(育児休業期間)

第 5 条 育児休業を取得できる期間は、子が出生した日又は出産予定日から **1 歳 6 ヶ月**に達する日までの間の連続した期間とする。

(育児休業期間の終了)

第 6 条 育児休業を取得している職員が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、育児休業はその事由が生じた日(第 7 号から第 9 号までに掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日)をもって終了する。

- (1) 育児休業に係る子が死亡したとき。
- (2) 育児休業に係る子が養子の場合で、離縁や養子縁組を取消したとき。
- (3) 育児休業に係る子が他人の養子となったことその他の事情により同居しないこととなったとき。
- (4) 身体障害者福祉法第 4 条の身体障害者であること又はこれと同程度に日常生活に制限を受ける精神障害があることにより自ら子を養育することが困難な状態となったとき。
- (5) **育児休業**に係る子が 1 歳 6 ヶ月に達する日までの間、通院、加療、入院又は安静を必要とすることが見込まれる状態となったとき。
- (6) 就業規則に定める産前、産後を事由とする無給休暇となったとき。
- (7) 新たに育児休業又は介護休業を取得したとき。
- (8) 退職又は出勤停止の処分を受けたとき。

2 前項各号(第 8 号を除く。)に該当することとなった職員は、遅滞なく、別に定める養育状況変更届を、学長に提出しなければならない。

3 学長は、前項の届出があった場合には、職員に別に定める**通知書**を交付する。

(育児休業の期間の延長)

第 7 条 育児休業の期間の延長は、特別の事情がある場合を除き、1 回に限り延長することができる。

(育児休業開始予定日の変更)

第 8 条 育児休業の申出をした職員は、育児休業開始予定日の前日までに次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、別に定める育児休業期間変更申出書を学長に届け出ることにより、育児休業開始予定日を 1 回に限り、育児休業開始

予定日とされた日より前の日に変更することができる。

(1) 出産予定日前に子が出生したとき。

(2) 配偶者が死亡したとき。

(3) 配偶者が負傷又は疾病により、1週間を超える期間継続して、通院、加療、入院又は安静を必要とする状態となり、**育児休業の申出**に係る子を養育することが困難になったとき。

(4) 配偶者が子と同居しなくなったとき。

2 前項の変更の**申出**において、当該変更の**申出**に係る育児休業開始予定日とされた日が当該変更の**申出**のあった日の翌日から起算して1週間を経過する日より前の日であるときは、学長は当該変更後の育児休業開始予定日とされた日から当該1週間を経過する日(1週間を経過する日が変更前の育児休業開始予定日(第4条第3項により学長が育児休業開始予定日を指定した場合にあっては、その指定された育児休業開始予定日)より後の日であるときは、変更前の育児休業開始予定日)までのいずれかの日を育児休業開始予定日として指定することができる。

3 学長は、第1項の**申出**があった場合には、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに育児休業を申し出た職員に別に定める**通知書**を交付する。

(1) 育児休業期間変更の**申出**が変更後の育児休業開始予定日の1週間以上前になされた場合 育児休業期間変更の**申出**があった日の翌日から起算して5日を経過する日

(2) 第2項の規定により育児休業開始予定日を指定する場合 育児休業の**申出**のあった日の翌日から起算して3日を経過する日(その日が変更後の育児休業開始予定日より後の日となる場合にあっては、変更後の育児休業開始予定日)

(育児休業終了予定日の変更)

第9条 育児休業の**申出**をした職員は、育児休業終了予定日の1月前の日までに育児休業期間変更申出書を学長に申し出ることにより、育児休業終了予定日を1回に限り、育児休業終了予定日とされた日より後の日に変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず 配偶者と別居したことその他の育児休業終了予定日の変更の**申出**時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業終了予定日の再度の変更をしなければ、その養育に著しい支障を生ずることとなるときは、再度の**申出**ができるものとする。

3 学長は、第1項の**申出**があった場合には、変更前の育児休業終了予定日の2週間前までに、職員に別に定める**通知書**を交付する。

(育児休業中の身分等)

第10条 育児休業をしている職員は、職員としての身分を保有する(**育児休業の申出**をした時占めていた職名を含む。ただし、**申出**をした後職名を異動した場合には、異動後の職名)が、職務に従事しない。

(育児休業中の給与)

第11条 育児休業中の給与については、国立大学法人金沢大学非常勤職員給与規程(以下「給与規程」という。)の定めるところによる。

(職務復帰)

第12条 職員は、第6条第1項各号に該当することにより育児休業が終了した場合(同項第8号に該当した職員が当該事由が終了した後、引き続き育児休業を取得する場合を除く。)又は育児休業期間が満了したときには、職務に復帰するものとする。

2 前項の場合において、学長は、職員に別に定める**通知書**を交付する。

(育児休業申出の撤回)

第13条 育児休業の**申出**をした職員は、育児休業開始予定日(第4条第3項又は第8条第2項により学長が育児休業開始予定日を指定した場合にあっては、その指定された育児休業開始予定日)の前日までに、別に定める育児休業撤回申出書により学長に申し出ることにより、**育児休業の申出**を撤回することができる。

2 前項の規定により**育児休業の申出**を撤回した職員は、当該**育児休業の申出**に係る子については、次に掲げる特別な事情がある場合を除き、再度の**育児休業の申出**をすることができない。

(1) 配偶者の死亡

(2) 配偶者が身体障害者福祉法第4条の身体障害者であること又はこれと同程度に日常生活に制限を受ける精神障害があることにより自ら子を養育することが困難な状態となったとき。

(3) 再度の育児休業申出の時点から1週間を超える期間継続して、通院、加療、入院又は安静を必要とすることが見込まれる状態となったとき。

(4) 婚姻の解消その他の事情により配偶者が**育児休業の申出**に係る子と同居しないこととなったとき。

3 育児休業の**申出**がされた後、育児休業開始予定日とされた日の前日までに、次に掲げる事由が生じたときは、当該**育児休業の申出**は、されなかったものとみなす。

(1) **育児休業の申出**に係る子が死亡したとき。

(2) **育児休業の申出**に係る子が養子である場合で、離縁又は養子縁組を取消したとき。

(3) **育児休業の申出**に係る子が養子となったことその他の事情により当該**育児休業の申出**をした職員と当該子が同居しないこととなったとき。

(4) 職員が身体障害者福祉法第4条の身体障害者であること又はこれと同程度に日常生活に制限を受ける精神障害があることにより自ら子を養育することが困難な状態となったとき。

(5) **育児休業の申出**に係る子が1歳6ヶ月に達するまでの間、通院、加療、入院又は安静を必要とすることが見込まれる状態が確定したとき。

4 前項に該当することとなった職員は、遅滞なく、別に定める育児休業取得事由消滅届を学長に提出しなければならない。  
(部分休業)

**第14条** 部分休業は、職員が就業規則により定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間(就業規則に定める保育を事由とする無給休暇を承認されている職員については、2時間から当該保育時間を減じた時間)を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況から必要とされる時間について、30分単位で取得することができる。

(部分休業の適用除外者)

**第15条** 第3条の規定は、部分休業の適用除外者について準用する。

(部分休業の申出)

**第16条** 部分休業をしようとする職員は、部分休業をしようとする最初の日の1か月前の日までに別に定める部分休業申出書により、学長に申し出なければならない。

2 前項の**申出**は、必要な期間を包括して申し出なければならない。

(他の休暇との関係)

**第17条** 職員は、部分休業の前後において、就業規則に定める年次有給休暇、病気休暇又は特別休暇の取得を請求する場合には、部分休業を取り消すものとする。

2 前項の場合において、新たに休暇の承認がされたことをもって、部分休業が取り消されたものとする。

(部分休業期間)

**第18条** 部分休業を取得できる期間は、子が出生した日から**3歳**に達する日までの必要な期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、部分休業に係る子を出産した職員については、就業規則に定める産前、産後を事由とする特別休暇の終了日の翌日から**3歳**に達する日までの必要な期間とする。

(部分休業期間の終了)

**第19条** 部分休業をしている職員が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、部分休業はその事由が生じた日(**第6号**から**第8号**までについては、その前日)をもって終了する。

(1) 部分休業に係る子が死亡したとき。

(2) 部分休業に係る子が養子の場合で離縁や養子縁組を取消したとき。

(3) 部分休業に係る子が他人の養子となったことその他の事情により同居しなくなったとき。

(4) 身体障害者福祉法第4条の身体障害者であること又はこれと同程度に日常生活に制限を受ける精神障害があることにより自ら子を養育することが困難な状態となったとき。

(5) 部分休業申出に係る子が3歳に達するまでの間、通院、加療、入院又は安静を必要とすることが見込まれる状態となったとき。

(6) 就業規則に定める産前、産後を事由とする無給休暇となったとき。

(7) 新たに育児休業又は介護休業を取得したとき。

(8) 退職又は出勤停止の処分を受けたとき。

2 **前項各号(第8号を除く。)**に該当することとなった職員は、遅滞なく、別に定める養育状況変更届を学長に提出しなければならない。

(部分休業中の給与)

**第20条** 部分休業中の給与については、給与規程の定めるところによる。

(不利益取扱いの禁止)

**第21条** 職員は、育児休業又は部分休業を理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。